

## 令和7年度の質問と回答

No	質問	回答
<b>応募について</b>		
1	<p>同法人内で複数の施設を有する場合、応募資格を有していれば、複数の施設で増床の応募をすることは可能でしょうか。</p>	<p>複数の施設で応募書類の提出は可能です。提出にあたっては相模原市病床事前協議応募関係書類を参照いただき「協議の申し出をする医療機関ごとに提出」をお願いいたします。重複する書類があっても提出する医療機関ごとに印刷して提出してください。</p>
2	<p>仮に病床整備の許可を得た際に規程の期間内に竣工・開設まで完了する必要があるかと思いますが、昨今の社会情勢の影響（物価高騰による資金繰りの複雑化・人材不足による工期スケジュール等の遅延など）により、規程の期間内に完了が困難な事象が生じた際は相互に状況を共有しながら、可能な限り規程に準じた期間内に完了するように善処するという認識で問題ございませんでしょうか。</p>	<p>病院等の開設等に関する指導要綱（神奈川県）第5条第1項1号アの事前協議の申出要件に基づき、必要な期間に調整することが可能であるものの、運営計画の実現性と整備計画の確実性において懸念がある場合は事前協議の評価に影響がある場合があります。また、正当な理由がなく、病院等の開設等の許可申請書の提出ができない場合は、事前協議の通知の取り消しの対象となるため、その正当な理由の説明や資料の提出を求めることとなります。</p>